税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑〕所得税関係

災害減免法による所得税の軽減免除について

Q.

災害によって住宅や家財が損害を受けた場合の「災害減免法による所得税の軽減免除」について教えてください。

A.

概要

災害によって受けた住宅や家財の損害金額（保険金などにより補てんされる金額を除きます。）がその時価の２分の１以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下のときにおいて、その災害による損失額について雑損控除の適用を受けない場合は、災害減免法によりその年の所得税が次のように軽減されるかまたは免除されます。

災害減免法により軽減または免除される所得税の額の表

所得金額の合計額	軽減または免除される所得税の額
500万円以下	所得税の額の全額
500万円を超え 750万円以下	所得税の額の２分の１
750万円を超え 1,000万円以下	所得税の額の４分の１

㈱　ここでいう「所得金額の合計額」とは、所得税法第22条《課税標準》に規定する総所得金額（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失および特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除後）、分離課税の土地等に係る事業所得および雑所得の金額、特別控除後の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、上場株式等に係る譲渡損失および特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除後の申告分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除後の申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額および退職所得金額の合計額（これらの所得の金額につき所得税法第69条《損益通算》の規定の適用がある場合には、その適用後の金額の合計額）をいいます。

源泉所得税の徴収猶予および還付

給与所得者や公的年金等の受給者が災害による被害を受けた場合は、一定の手続きをすることにより、源泉所得税の徴収猶予や還付が受けられる場合があります。詳しくは「給与、公的年金等、報酬または料金の支払を受ける方が災害により被害を受けたときの源泉所得税および復興特別所得税の徴収猶予および還付」（国税庁ＨＰタックスアンサー №.8003）をご参照ください。

㈱　災害により住宅や家財に損害を受けた場合の税金面での救済の方法として、このほかに雑損控除があります。いずれか有利な方法を選択できます。

対象者または対象物

１．軽減または免除の適用が受けられる者

災害によって受けた住宅や家財の損害金額がその時価の２分の１以上で、かつ、災害にあった年の所得金額の合計額が1,000万円以下の方

２．災害の範囲

災害とは、次のいずれかの場合をいいます。

⑴　震災、風水害、冷害、雪害、落雷などの自然現象の異変による災害

⑵　火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害

⑶　害虫などの生物による異常な災害

３．住宅または家財の範囲

⑴　住宅または家財の所有者が次のいずれかであること。

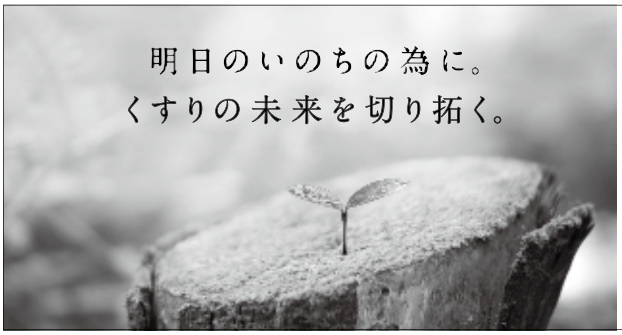
イ　納税者

ロ　納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下（令和元年分以前は38万円以下）の方

⑵　住宅の範囲

「住宅」とは、自己または扶養親族が常時起居する家屋をいいます。

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本　　社：松本市芳野19番48号

※１　常時起居する家屋である以上は、必ずしも生活の本拠であることを必要としません。したがって、たとえば、２か所以上の家屋に自己または扶養親族が常時起居しているときは、そのいずれをも住宅とします。

※２　現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは、住宅としません。

※３　常時起居している家屋に附属する倉庫、物置等の附属建物は、住宅に含めます。

⑶　家財の範囲

納税者（扶養親族を含む。）の日常生活に通常必要な家具、じゅう器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいうものとし、書画、骨とう、娯楽品等で生活に必要な程度を超えるものは含まれません。

手続き

災害減免法による所得税の軽減または免除の適用を受けるためには、確定申告書、修正申告書または更正の請求書（以下「確定申告書等」という。）に適用を受ける旨、被害の状況および損害金額を記載して、納税地の所轄税務署長に確定申告書等を提出することが必要です。

㈱１　確定申告書の提出により所得税の軽減または免除の適用を受ける場合には、その確定申告書は期限後申告であっても適用されます。また、確定申告書では所得税の軽減または免除の適用を受けていなかったときでも、修正申告書または更正の請求書を提出する際に適用を受ける選択をすることも可能です。

㈱２　確定申告書では雑損控除を選択して適用を受けていても、修正申告書または更正の請求書を提出する際に雑損控除に替えて災害減免法による所得税の軽減または免除の適用を受ける選択が可能です。

根拠法令等

所法72、災免法２、３、災免令１～６、９、10

（税制委員会：甕秀行、北澤剛、竹原喜代一　グループ稿）

（監修：関東信越税理士会　松本支部）

ふるさと！

『窪田空穂記念館（松本市）』
～鉦（かね）ならし信濃の国を行き行かば ありしながらの母見るらむか～

文明開化の時代にあっても信州の農村特有の親戚や隣近所といった濃厚で固定した村社会での人間関係の息苦しさから、空穂は東京専門学校（現早稲田大学）へ入学しますが、そこで自覚したのは自らに染み付いた「田舎者の土着性」（嫌っていたはずの百姓）だったといいます。そんな若き日から、短歌と出会い、後には文化功労者に至る教育者・研究者としての数々の業績・足跡を振り返る展示が続きます。

展示と並行して、生家を利用しての年４回の短歌講座や、「囲碁」「将棋」「百人一首」の子ども教室なども定期的に開催されています。

９月５日から10月27日まで、企画展「近代と文藝 空穂が見た明治の文学運動」及び「最新収蔵資料公開展」が開催されます。

文化観光推進法の成立以降、全国的に文化資源の保存と活用の好循環を目指す方向性の中、松本市の博物館施設も教育委員会のもとを離れ、文化観光部へと移りました。本年度からは観覧料は無料化され、休館日も火曜日に変更されました。



※**写真**：道を挟み記念館に隣接する窪田空穂の生家

猛暑の夏から秋へと季節は移ろいます。北アルプスを背景とした田園風景の中に佇む名建築を訪れ、郷土の偉人の息吹を感じてみてはいかがでしょうか。

（横沢敏編集委員）

【窪田空穂記念館】

〒 390-1242　長野県松本市大字和田 1715-1

TEL 0263-48-3440

URL http://www.matsu-haku.com

開館時間　午前９時～午後５時（入館は午後４時30分まで）

休館日　３月～ 11月毎週火曜日（祝日の場合はその翌日）
12月～２月冬季平日休館及び年末年始
（土日祝日のみ開館）

観覧料　無料

駐車場　大型バス２台　普通車20台（無料）